

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、追加型証券投資信託「D I AM新興国ソブリンファンド（為替ヘッジあり）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは平成 24 年 1 月 11 日に設定し、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ってまいりました。

しかしながら、平成 29 年 3 月末時点の受益権口数が約 0.3 億口と信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（10 億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき信託を終了する予定です。

2. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- ・ 受益者および受益権口数の確定日 : 平成 29 年 7 月 6 日
- ・ 書面による議決権行使期限 : 平成 29 年 8 月 3 日
- ・ 書面決議の日 : 平成 29 年 8 月 4 日
- ・ 繰上償還日（予定） : 平成 29 年 8 月 21 日

3. 書面決議の手続きについて

当ファンドの信託終了に関する手続きは、平成 29 年 7 月 6 日現在の受益者に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行います。

本決議は、当ファンドの議案に議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。その場合、投資信託契約の解約の届出を行い、平成 29 年 8 月 21 日に繰上償還いたします。

なお、当ファンドは、議決権の行使期間中および書面決議後も、通常どおり一部解約のお申し込みを受付けることにより公正な価格が一部解約金として受益者に支払われます。そのため、本議案に反対された受益者が、当ファンドの受託会社に対し、受益権の買取請求を行うことはできません。

以上

平成 29 年 7 月 6 日

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
アセットマネジメント One 株式会社